

## 《ICカードリーダーの無償貸出しについて》

飯島町では、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して確定申告などの税務手続きを行う方のためにICカードリーダーの無償貸出しを行っています。

e-Taxを利用するには、このICカードリーダーの他に、個人番号（マイナンバー）カードが必要になります。個人番号（マイナンバー）カードの交付申請方法については、役場住民税務課住民係までお問い合わせください。

個人番号（マイナンバー）カードについて 飯島町役場 住民税務課住民係 電話：0265-86-3111（内線158）
---

ICリーダーの貸出しを希望される方は、下記事項をよくお読みいただきICカードリーダーをご利用ください。

### 1 貸出対象者

以下の要件に該当する方が対象です。

- （1）飯島町内に住所を有する個人
- （2）飯島町内に事務所・事業所などを有する法人
- （3）その他、町長が認めた者

### 2 貸出しの申請

貸出しを受けようとする方は、印鑑（法人の場合は代表者印）、身分証明書等（運転免許証等）を持参のうえ、役場住民税務課税務係にて「ICカードリーダー貸出申請書」に必要事項を記入及び押印し、貸出しを受けてください。

### 3 貸出期間

貸出しを受けた日から起算して3日以内

※貸出期間を延長する必要がある場合、役場住民税務課税務係にて申請書に記入及び押印して延長の許可を受けてください。貸出期間の延長は、延長の許可を受けた日から3日を限度とします。ただし、貸出しの予約が行われている場合は、貸出期間を延長することができません。

### 4. 貸出しに当たっての注意事項

以下の条件に違反した場合には、貸出しの取り消しや、同一の機器又はこれに相当する代価をもって弁償していただくことがあります。

- （1）ICカードリーダーを転貸し、又は目的外に使用しないこと。
- （2）ICカードリーダーを亡失し、又は損傷しないこと。
- （3）ICカードリーダーは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- （4）ICカードリーダー及び許可証は、貸出期間満了日までに返却すること。
- （5）正常な使用状態で故障した場合には、使用を中止し、届け出ること。
- （6）その他、貸出しを不適當であると認める使用をしないこと。

※台数に限りがありますので、全て貸出中の場合は貸出しできない場合があります。

ICカードリーダーについて 住民税務課 税務係 電話：0265-86-3111（内線152） Eメール：jyuumin@town.iijima.lg.jp
--